

北星学園大学短期大学部 学則

第1章 総 則

[目的及び所在地]

第1条 北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）は、キリスト教に基づいて、短期大学の教育を施し深く教養を培わせるとともに専門の知識と技能を修得させ、愛と奉仕に生きる自由な人間を育成することを目的とする。

Ⅱ 本学は、北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号にこれを設置する。

[自己点検・評価]

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

Ⅱ 点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

[スタッフ・ディベロップメント及びファカルティ・ディベロップメント]

第1条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に定めるものを除く）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

Ⅱ 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修並びに研究を行うものとする。

[情報公開]

第1条の4 本学は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版その他の方法によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

第2章 学科、収容定員及び修業年限

[学 科]

第2条 本学に次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

1 英文学科

生きた英語とそれを支える文化、さらに英米文化のみならず広範な分野にわたる専門教育を実践的に教授するとともに、総合的な英語運用能力と豊かな国際感覚を養成し、広い視野と判断力及び適切なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 生活創造学科

人の生活を総合的、複合的、科学的にとらえるための知識・技術を教授し、生活に存在する問題を発見して適切に表現する能力、そして新しい生活方法を発想、実践する能力を養成し、主体的、能動的に生活の知的創造ができる人材の育成を目的とする。

[収容定員]

第2条の2 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
英 文 学 科	120人	240人
生活創造学科	80人	160人

[修業年限及び在学年限]

第3条 本学の修業年限は2年とする。

Ⅱ 学生は4年を超えて在学することはできない。

Ⅲ 第 16 条の 2 により許可を得て留学した期間は、第 I 項の修業年限に算入することができる。

第 3 章 学年、学期及び休業日

[学 年]

第 4 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

Ⅱ 授業日数は、試験日を含め年間 35 週を原則とする。

[学 期]

第 5 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

[休業日]

第 6 条 本学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
- 3 5 月 2 日（北星学園創立記念祝日）
- 4 12 月 25 日（キリスト降誕祭）
- 5 春季休業日
- 6 夏季休業日
- 7 冬季休業日

Ⅱ 休業日の変更、長期休業の期間及び臨時休業は、学長がそのつどこれを定める。

第 4 章 入学、退学、休学、復学、留学及び除籍

[入学の時期]

第 7 条 入学の時期は学年の始めとする。

[入学の資格]

第 8 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 7 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

[入学の出願]

第 9 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

[入学者の選考]

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

[入学手続及び入学許可]

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類に入学料及び所定の納付金を添えて提出しなければならない。

Ⅱ 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

[再入学・転入学]

第12条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

Ⅱ 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

[退学]

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

[休学]

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

Ⅱ 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については学長は休学を命ずることができる。

[休学の期間]

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に2年まで延長することができる。

Ⅱ 休学の期間は通算して3年を超えることができない。

Ⅲ 休学の期間は第3条第Ⅱ項の在学年限に算入しない。

[復学]

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

[留学]

第16条の2 外国及び国内の大学に留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

Ⅱ 前項の許可を得て留学した期間は、第3条第Ⅰ項の修業年限に加えることができる。

[除籍]

第17条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2 第3条第Ⅱ項に定める在学年限を超えた者
- 3 第15条第Ⅱ項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 4 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 5 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
- 6 長期間にわたり行方不明の者

Ⅱ 前項により除籍された者が、復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

[他大学への受験]

第17条の2 他の大学へ入学するため受験、又は留学を志望するものは、学長に申し出るものとする。

第5章 教育課程及び履修方法等

[授業科目]

第18条 授業科目を分けて、一般教育科目（基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、キリスト教科目）及び専門教育科目とする。

Ⅱ 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第19条 削除

〔履修の方法〕

第20条 授業科目は、これを必修及び選択とし、2ケ年に分けて履修させるものとする。

〔授業科目の登録〕

第21条 学生は、毎学年度の当初において、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

Ⅱ 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

〔単位の修得認定〕

第22条 単位修得の認定方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目担当者が決める。

〔在学生の他大学修得単位の認定等〕

第22条の2 本学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させ、本学における授業科目として単位の認定をすることができる。また、本学に入学する前に他の大学又は短期大学において修得した授業科目を、本学における授業科目として単位の認定をすることができる。

なお、既修得単位の認定により、第3条に定める修業年限の短縮は行わないものとする。

Ⅱ 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生がする次の各号の一に該当する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

1 他の大学、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

2 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

3 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

4 文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が別に定める技能審査に合格したもの

Ⅲ 前Ⅱ項により学生が修得したものとみなし、又は授与する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

〔単位数算定の基準〕

第23条 単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定めるとおりとする。

1 講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

2 実験、実習又は体育実技等については、実験室又は体育施設等における2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

〔授業の方法等〕

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法により又はこれらを併用して行うものとする。

Ⅱ 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。なお、これにより卒業の要件として修得する単位数は30単位を超えないものとする。

Ⅲ 授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

[単位の授与]

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

[学習の評価]

第25条 試験等の成績評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFの7段階をもって表わし、D以上を合格とする。

II 試験の実施、成績評価の基準及びGPA制度については、別にこれを定める。

第6章 卒業等

[卒業の要件]

第26条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより英文学科にあつては、一般教育科目について4単位以上、専門教育科目について58単位以上を含め66単位以上、生活創造学科にあつては、一般教育科目について14単位以上、専門教育科目について42単位以上を含め、66単位以上を修得しなければならない。

[卒業]

第27条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者に対して、卒業証書を授与する。

[学位の授与]

第28条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

II 学位の授与に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

[入学検定料]

第29条 本学は、入学試験に際して、入学検定料30,000円を徴収する。

II 前項の規定にかかわらず、推薦入学試験を不合格となった者が、当該年度に同一学科の一般入学試験を受験する場合の検定料は、15,000円とする。

[入学金・教育充実費]

第30条 本学に入学する学生は、次の各号に定める入学金及び教育充実費を納入しなければならない。

- 1 入学金 230,000円
- 2 教育充実費 130,000円

II 前項の教育充実費は、入学手続に際して年額の2分の1を納入し、残り2分の1については、10月1日から10月31日までの間に納入しなければならない。

[授業料等]

第31条 本学の学生は、授業料年額1年次710,000円、2年次790,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の学生の授業料は徴収しない。

II 本学の学生は、教育充実費として2年次年額140,000円を納入しなければならない。

[休学、退学及び停学の場合の授業料]

第32条 前期又は後期中途において休学した者は、その期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

II 前期若しくは後期中途で退学し又は除籍された者は、その期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

III 停学期間中の授業料は徴収する。

[学年の途中で卒業する場合の授業料]

第33条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期の授業料及び教育充実費を納めなければならない。

[授業料等の納期]

第34条 授業料年額及び2年次の教育充実費は、4月1日から4月30日までの間に納入しなければならない。ただし、授業料及び教育充実費は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入することができる。

期 別	納 期
第1期	4月1日から4月30日まで
第2期	10月1日から10月31日まで

Ⅱ 前期若しくは後期の中途において、休学期間が満了した者、復学した者又は再入学した者は、その期の授業料及び教育充実費を休学期間が満了した月、復学又は再入学した月の月末までに納入しなければならない。

Ⅲ 経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認められる場合は、願い出によりその納期を延長することがある。

Ⅳ 本学が別に定める期限までに、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出した者については、授業料及び教育充実費の納期を延期することがある。

[納入学費の返還]

第35条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、これを返還しない。ただし、入学手続に際して納入した教育充実費は、所定の期日までに入学の辞退及び返還の申し出があった場合に限り返還する。

第8章 教職員組織

[職員組織]

第36条 本学に学長、副学長、チャプレン、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、カウンセラー、用務職員その他必要な職員を置く。

第36条の2 学長、副学長、チャプレン及びカウンセラーは、それぞれ北星学園大学の学長、副学長、チャプレン及びカウンセラーがこれを兼ねる。

第9章 教授会

[教授会]

第37条 本学に、教授会を置く。

[教授会の構成]

第38条 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。ただし、必要によって、教授、教授及び准教授、又は教授、准教授及び専任講師をもって構成することがある。

Ⅱ 教授会の議長は、短期大学部長とし、その出席定数は教授会構成員の3分の2以上とする。

[教授会の審議事項]

第39条 教授会は、次の事項を審議する。

- 1 学則その他本学の制度に関する事項
- 2 学科の増設、廃合及び教科課程に関する事項
- 3 教育課程に関する事項

- 4 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項
 - 5 学生の試験、単位の授与、単位の認定及び学位の授与並びに卒業に関する事項
 - 6 特別科目等履修生、一般科目等履修生、委託生、研究生及び外国人留学生の取扱いに関する事項
 - 7 学部の人事に関する事項
 - 8 学長、副学長又は短期大学部長の諮問した事項
 - 9 その他短期大学部の組織及び運営に関する事項
- II 短期大学部長は、前項の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとする。

[その他]

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生、研究生及び外国人留学生

[委託生]

第40条の2 公の機関又は団体等からその所属職員につき、本学に入学を願い出たときは、当該学科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

- II 委託生の授業科目の履修方法及び単位の授与等は、別にこれを定める。
- III 委託生の委託料は、年額60,000円とする。

[特別科目等履修生]

第40条の3 他の短期大学、外国の短期大学又は大学との協議に基づき、各学科において、当該短期大学又は大学の学生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- II 特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者がある時は、当該学科の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することがある。
- III 特別科目等履修生の取扱いについては、別にこれを定める。
- IV 本学は、特別科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- V 特別科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、日本語の履修料は、履修登録単位数に20,000円を乗じて得た額とする。

[一般科目等履修生]

第41条 本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該学科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることがある。

- II 一般科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。
- III 本学は、一般科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- IV 一般科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

[研究生]

第42条 本学において特定の課題について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

- II 研究生に関して必要な事項は別にこれを定める。

[外国人留学生]

第43条 外国人で、短期大学等で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

II 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

[賞]

第44条 品行方正、学力優秀等で他の模範となる学生は、これを賞することができる。なお、表彰の種類、方法及び選考については、別にこれを定める。

[罰]

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

II 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

III 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 図書館及び附属施設

[図書館及び附属施設]

第46条 本学は、図書館その他必要な附属施設を設ける。附属施設に関する規程は、別にこれを定める。

第13章 公開講座

[公開講座]

第47条 本学は、別に規程を設けて、公開講座を開くことができる。

第14章 厚生保健施設

[厚生保健施設]

第48条 本学は、厚生保健施設を設ける。厚生保健施設に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 雑 則

[学則施行細則]

第49条 学則施行についての細則は、学長がこれを定める。

附 則

- I 本学則の変更は、教授会の議を経て理事会の承認を得るものとする。
- II この学則は昭和43年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成3年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成4年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成8年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成9年4月1日から実施する。

附 則

附 則

この学則は平成10年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成11年1月1日から実施する。ただし、第38条の規定は平成10年12月1日から適用する。

附 則

この学則は平成11年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成13年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成15年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から実施する。

- II 第8条の規定にかかわらず、当分の間、高等学校卒業程度認定試験規則により廃止される前の大学入学資格検定規程に基づき大学入学資格検定に合格した者は、本学に入学することができる。

附 則

この学則は平成18年3月1日から実施する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

- II 令和5年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- II 第31条第I項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

